

## 第71回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム10

「公的健診での保護者に寄り添う子育て支援」

子どもの育てにくさと歯科健診  
—虐待に気づく所見について

宮新美智世 (元東京医科歯科大学/はなこどもの歯のクリニック)

健診で子どもの発育や発達状態の問題が検出された場合には、養育者や大人たちの不適切な行為が子どもに悪い影響を与えた帰結が含まれていたり、見過ごされがちで虐待の芽を早期に発見できることがある。一般的には虐待による死亡例が目立ちがちだが、被虐待予備軍の数ははるかに多いことから、見いだされた問題点を多職種で検討し、子どもと養育者双方への指導やサポートへとつなぐことで、育てにくさの軽減を目指したいものである。

さて、口元は生活の関わりや発達の問題を見て取りやすい領域であり、口腔は多様な機能を有しており、摂食・咀嚼・嚥下をはじめとして、味わう・嗅覚の補助、消化・吸収の補助、ホルモン分泌、免疫、呼吸、発音・発声、審美性の維持、表情・若さと老化、心の安定、性的機能、脳への刺激、咬みつく等に至る。その上、歯の異常の多くは自然治癒がなく、治療の跡も残るため、さまざまな過去の異常をたどりやすいという特徴がある。

乳幼児期の特徴は、乳歯が生えそろうに伴い、かみ合わせが形成されることである。したがって、むし歯やケガ（転倒や衝突などによる口や歯の外傷）や日常的な癖などが、歯や口腔の発育や機能に影響しやすい年齢でもある。具体的には、乳歯のむし歯や、歯や口のケガは、後で生え替わる永久歯の形の異常や歯ならびの異常を生む原因になる。また、食生活の偏りや貧しさ、不健全な生活習慣の中で生きる子どもには、むし歯や歯肉炎、口内炎などさまざまな異常が認められる。そして、歯や口腔顔面の問題は保護者にとっても容易に視認でき、身近な相談内容になりやすい話題も

多いため、歯科医療者との対話は気軽に行いやすい。これらが、育てにくさに気づき、これを少しずつ解消する支援の糸口となりうる。

## 1. 歯科検診で見えること

歯科健診の問診では、子どもの歯科受診歴、口腔に關係する生活習慣（歯みがき、しつけ、食生活）、健康状態、保護者の意識や生活状況、食べ方上の問題点などが把握されることがある。会話中に保護者の口も見えるため、保護者自身の健康観やケア意識も見て取れる。

歯科検診結果のうち、育てにくさに関わる項目として以下のものがある。

1) 多量の歯垢：不適切な歯みがきや口腔ケアの不足、食生活の乱れや保護者の関心の低さを反映している可能性があり、多量の歯垢は口腔内異常と関連する。

2) 多数のむし歯や歯の欠損、極度に悪い歯ならびとこれらの放置：適切な歯科医療を受けていない状況、保護者の健康観の低さや配慮不足が疑われる。歯の異常は自然治癒せず、放置されることでさらに悪化し、歯並びや後で生える永久歯にも悪影響を与える危険性がある。

3) 乳歯の抜ける時期の異常：4歳以下の乳歯の脱落は異常で、早期に抜けたり、逆に残りすぎ乳歯は永久歯の歯並びに影響する。

4) 歯肉の出血や腫れ、赤み、貧血、口内炎など粘膜の異常：口腔ケア不足だけでなく、栄養の偏りや全身疾患、虐待による外傷などにも起因する。粘膜の火傷や感染も要注意である。



図 1

幼児の前歯部にみられた歯冠の褐色系変色と欠損（青矢頭）、上唇小帯の傷跡（黒矢頭）ケガ（外傷）があったことをうかがわせる代表的所見である。

5) 歯の変色：外力による内出血の可能性があり、揺さぶられっこ症候群と同様に、虐待を示唆する場合が含まれる。

6) 複数回の歯のケガ（歯の欠けやずれ、ぐらつき）：複数回にわたる場合は、虐待やネグレクト、安全確保の不備などが疑われる。

7) 歯肉や唇、口角、舌、粘膜、顔面のケガや傷跡（癍痕、火傷、バイトマーク、内出血）：虐待例の50%には顔面に異常が見られる（図1）。

さらに、歯科健診担当者は以下のような情報について、他職種の皆様と共有したい。

- 1) 子どもへの過度のしつけや暴力、甘やかし
- 2) 子どものケア、食事、医療への配慮不足
- 3) 子どもの複数回のケガ、事故歴、怯えや過度の過敏
- 4) 育児上の困難、不安、ゆとりの無さ
- 5) 問題をかかえる保護者や家族関係（病気、依存症、発達障害等）
- 6) 子どもとの親密さの異常、共食の機会の少なさ
- 7) 保護者がスマホから目を離さない、子どもに見せ続けること

## 2. 小児歯科診療所で可能なこと

小児の歯科医療は、治療と定期診査が一体化しており、治療後も成長に合わせた口腔衛生指導を継続する。もし通院が途絶えた場合は電話などで連絡して来院を促すことができ、親子の困りごとを知りつなかり続ける経路にもなる。とかく虐待に関しては通報の意義が強調されがちだが、育児不安の重症化予防のために医療機関が関与する例のひとつと言えよう。歯科の定期的受診では、心身のデータや写真、X線写真などの記録が蓄積でき、仕上げ歯みがきなど“親子間の葛藤”が生じる場面で医療者が協働できる。歯の異常は自然治癒がなく、異常は放置されれば悪化する一方である。子育ての問題が特に大きいと判断した場合は、病院内子ども虐待対応組織をもつ医療機関へ相談や紹介することもあり、入院理由となる口腔の異常としては、むし歯からの顔面腫脹（蜂窩織炎）や外傷に伴う顎骨や頭蓋骨骨折、脳腫瘍による複数回外傷、骨系統疾患等の疑いがある。

通常、歯科の健康指導（口腔衛生指導）では親子と交流し、親の育児上の困りごとを聞き、気づき、ともに考えて育児ストレスを減らす好機である。とかく歯の磨き方指導のイメージを持たれがちだが小児対象の場合、日々の生活スケジュールや、食事や間食の時間や内容をもとに、口腔内を清潔に保つための助言に重点が置かれる。具体的には、甘い食物や飲料を控えるだけでなく、回数を減らしたり、食物繊維の摂取を増やしつつ3度の食事内容そのものを充実させることを推奨する等の助言を行う。これらは家庭の健康習慣を見直す好機であり、個々の家庭事情に沿った柔軟な提案によって育てにくさの軽減に寄与できる。

## 文 献

- 1) 宮新美智世. 子どもの育てにくさと歯科健診. 小児歯科臨床 2025年2月号 30-37.